

11月は 「児童虐待防止推進月間」

全国的に児童虐待に関する通報や相談件数は増加傾向にあり、虐待によって子どもの命が失われる痛ましい事件も後を絶ちません。児童虐待をなくすために、私たちにできることは何か、この機会に地域や家族で話し合ってみましょう。

◎問い合わせ こども家庭課 ☎23-0964

子どもを虐待から守りましょう
あなたのしつけ、虐待かも
子どもに生活習慣や社会のル

身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト (育児放棄・ 怠慢)	性的虐待
殴る、蹴る、やけどを負わせる、戸外に閉め出す など	言葉で脅す、無視する、兄弟間などで差別する、子どもの前で夫婦けんかや暴言・暴力を行う面前DV など	食事を与えない、不潔にする、家に閉じ込める、車内に放置する、医療を受けさせない、養育者以外の同居人などからの虐待を放置するなど	性的関係を強要する、性器や性交を見せる など

●虐待の分類
令和6年度、市に寄せられた新規児童家庭相談は690件で、そのうち虐待に関する相談が243件。内訳は、心理的虐待が101件と最も多く、次いで身体的虐待が82件、ネグレクトが51件、性的虐待が9件となっています。

●本市の児童虐待の現状
令和6年度、市に寄せられた新規児童家庭相談は690件で、そのうち虐待に関する相談が243件。内訳は、心理的虐待が101件と最も多く、次いで身体的虐待が82件、ネグレクトが51件、性的虐待が9件となっています。

嫌だと言えない状況であったりする場合、同意があったことにはなりません。同意のない性的な行為は、犯罪となる場合もあります。

●本市の状況
昨年度、市男女共同参画センターに寄せられた相談件数は826件。そのうちDVに関する相談が168件、ハラスメントに関する相談が11件、ストーカー行為に関する相談が3件、性犯罪に関する相談が5件ありました。近年はハラスメントやストーカー行為、性犯罪に関する相談が増加しています。

●私たちにできること
DVや性暴力に気付いたり相談を受けたら、まずは自分の考えや気持ちを押しつけず、寄り添って話を聴くことから始めましょう。そして、どんな時も「あなたは悪くない」と伝えてください。

●手をあげそうになったときは
子どもが言うことを聞かないなどで否定的な感情が生じたときは、背景に何があったか、子どもの立場や主張を振り返ってみましょう。その場から離れて気持ちを落ち着かせたり、6秒数えながら深呼吸したりするなど、感情をコントロールする工夫を見つけ、子どもと向き合みましょう。

●子育てに悩んだら
子育てを頑張ることはとても大変なことです。子育てに関する悩みや心配事があるときには、専門機関に相談してみましょう。ささいなことでも、話をするだけで解決の糸口が見つつけられるかもしれません。

児童虐待に関する相談	子育てに関する相談
児童相談所全国共通ダイヤル ※無料 ☎189 (いちばやく)	市保健センター ☎36-15661
こども家庭課 ☎23-0964	東部保健センター (高城保健センター) ☎58-6800
県南部福祉こどもセンター (都城児童相談所) ☎22-4294	西部保健センター (高崎福祉保健センター) ☎62-4411
	児童家庭支援センター ゆうりん ☎45-2140
	児童相談所相談専用ダイヤル ※無料 ☎0120-189-783

●相談・連絡先
周囲の人の気付きで守られる命
近所の人などがあいさつや声をかけてくれるだけで、養育者の気持ちが軽くなることもあります。養育者や子どもを見かけたら温かい気持ちで見守り、気になることがあったら市や児童相談所などに連絡してください。匿名でも受理されます。

DVや性暴力に気付いたら 相談されたら そのとき、私たちにもできることがある

11月12日～25日は

「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

国や県、市では、女性に対する暴力の問題に関する取り組みを一層強化することを目的に「女性に対する暴力をなくす運動」を実施しています。この機会に暴力のない社会づくりについて考えてみませんか。

◎問い合わせ 男女共同参画センター ☎23-2121

「女性に対する暴力をなくす運動」とは
配偶者などからの暴力、デートDV (ドメスティック・バイオレンス)、性犯罪 (インターネット上の性的な暴力を含む)、痴漢、売買春、人身取引、ストーカー行為、セクシャル・ハラスメントなどの女性に対する暴力は女性の人権を著しく侵害するもので、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。暴力は、その対象の性別や加害者と被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。しかし現状は、女性に対する暴力や人権への軽視が見受けられることから、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実などに取り組んでいます。

●DVとは
DVとは、配偶者や恋人など親密な関係にある人から振るわれる暴力全般を指します。身体的な暴力だけではなく、精神的・性的・経済的暴力も含まれます。

●性暴力とは
同意のない性的な行為は、性暴力です。年齢・性別にかかわらず、被害に遭うことがあります。相手と対等な関係でなかったり、

嫌だと言えない状況であったりする場合、同意があったことにはなりません。同意のない性的な行為は、犯罪となる場合もあります。

●本市の状況
昨年度、市男女共同参画センターに寄せられた相談件数は826件。そのうちDVに関する相談が168件、ハラスメントに関する相談が11件、ストーカー行為に関する相談が3件、性犯罪に関する相談が5件ありました。近年はハラスメントやストーカー行為、性犯罪に関する相談が増加しています。

●私たちにできること
DVや性暴力に気付いたり相談を受けたら、まずは自分の考えや気持ちを押しつけず、寄り添って話を聴くことから始めましょう。そして、どんな時も「あなたは悪くない」と伝えてください。

●手をあげそうになったときは
子どもが言うことを聞かないなどで否定的な感情が生じたときは、背景に何があったか、子どもの立場や主張を振り返ってみましょう。その場から離れて気持ちを落ち着かせたり、6秒数えながら深呼吸したりするなど、感情をコントロールする工夫を見つけ、子どもと向き合みましょう。

●子育てに悩んだら
子育てを頑張ることはとても大変なことです。子育てに関する悩みや心配事があるときには、専門機関に相談してみましょう。ささいなことでも、話をするだけで解決の糸口が見つつけられるかもしれません。

被害を受けた人へ
被害に遭ったことを、自分が悪いと思って誰にも相談できずにいませんか。あなたは悪くありません。女性総合相談では、心のケアやこれからのことを一緒に考えます。年齢や性別を問わず利用できるさまざまな相談窓口があります。

1人で悩まず、相談ください
【電話相談窓口 (相談専用)】
●市男女共同参画センター ☎23-7157
●県女性相談支援センター ☎0985-22-13858
●警察安全相談室 ☎9110 (全国共通)
●性暴力被害者支援センター「さばーとねつと宮崎」 ☎0985-38-8300
【性暴力に関するSNS相談窓口】
「CureTime」
パネル展
市民参加型の企画もあります。ぜひ来場ください。
●期間 11月12日(水)～25日(火)
●場所 市役所1階ロビー

